

国内人権機関をつくろう！ 市民集会 in K O B E

国内人権機関を日本でもつくろう

人権をまもるしくみをつくろう 話そう 考えよう

～日本の人権を世界標準に～

第1部 講演

「国内人権機関について知ろう！」

講師 藤原精吾さん（日弁連国内人権機関実現委員会副委員長）

第2部 グループワーク

国内人権機関について話そう！考えよう！

日時

2025年 **9**月 **13**日(土) 13時～16時45分
(開場12時30分)

会場

のじぎく会館 大ホール 神戸市中央区山本通4-22-15

参加費

500円



← 申込フォーム

主催

国内人権機関をつくろう！市民集会 inK O B E 実行委員会

問合せ：ja4hr@gmail.com

第1部 講演

「国内人権機関について知ろう！」

講師 藤原精吾さん（日弁連国内人権機関実現委員会副委員長）



◆藤原精吾（ふじわら せいご）

1967年弁護士登録。日本弁護士連合会副会長（2001年度）、人権擁護委員長（1998年度）を歴任し、現在は、政府から独立した人権機関実現委員会副委員長、国際人権問題委員会幹事、自由権規約個人通報実現委員会委員として活動。国を相手にした裁判に弁護団として多く関わっており、主なものとしては、ノーモア・ヒバクシャ訴訟（原爆症認定請求）（全国弁護団長）、生活保護基準切り下げ違憲訴訟事件（兵庫訴訟弁護団長）、優生保護法被害者国家賠償請求事件（兵庫訴訟弁護団長）などがある。

第2部 グループワーク

国内人権機関について話そう！考えよう！

話し合いでは解決できない、裁判に訴えるのはハードルが高い…

人権侵害を受けた被害者は泣き寝入りするしかないの？

ヘイトスピーチ、いじめ、パワハラ、冤罪など、日本では人権侵害を受けて苦しんでいる人がたくさんいます。現在ほとんどの国で、世界人権宣言や人権諸基準を効果的に実施するための組織（国内人権機関）が設けられています。しかし、日本にはいまだ設置されていません。

●国内人権機関って、どういう組織？

●私たちはどう関われるの？

●国内人権機関ができたなら何がどう変わる？

●どうして日本には国内人権機関がないの？

国内人権機関について知り、どう活用できるのか考えてみませんか？

会場

のじぎく会館 大ホール

神戸市中央区山本通4-22-15



◆アクセス

JR「元町駅」または阪神電車「元町駅」から北へ徒歩15分

神戸市営地下鉄「県庁前駅」から北へ徒歩5分

神戸市営バス（7系統）諏訪山公園停留所下車2分

※駐車場は会館北側（10台・予約不可・有料）のほか周辺駐車場をご利用ください